

東京都北区新紙幣・ キャッシュレス対応決済機器 更新等支援事業補助金のご案内

中小企業者が北区内で運営する店舗において使用している無人で金銭を收受する**決済機器**（自動券売機、自動釣銭機等）を新紙幣対応にする際の改修又は買替えに要する経費、また区内店舗において消費者と対面による**電子的な決済（キャッシュレス決済）**を行うための端末の導入等に要する経費の一部を補助します。

≫申請期間 令和6年11月18日～令和7年3月17日

≫補助対象者

小売業またはサービス業を営む中小企業者で、区内に店舗を有する者

※詳細は右のQRコードから募集要項をご確認ください。



≫補助対象経費

北区ホームページ
「北区新紙幣・キャッシュレス決済機器補助金」で検索

①決済機器（自動券売機等）

新紙幣の金種識別などに対応するために必要な機器の改修又は買替え（新規導入含む）に要する経費 ※自動販売機は除く

②キャッシュレス決済端末

クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード等の多様な支払手段に対応するために必要なキャッシュレス決済端末の導入等に要する経費

ア キャッシュレス決済端末本体機器

イ 付属機器（パソコン、タブレット、レシートプリンター）等

ウ 固定利用料

※ただし、通信料及びキャッシュレス決済手数料は対象外

≫補助対象期間

①決済機器（自動券売機等）

改修又は買替え（新規導入を含む）を実施し経費を支払った日から令和7年3月17日まで

②キャッシュレス決済端末

令和6年4月1日から令和7年3月17日まで

≫補助率と補助金額

	新紙幣対応の決済機器改修等に対する補助		キャッシュレス導入に対する補助
	新紙幣のみ対応 決済機器	新紙幣と キャッシュレス 併用決済機器	キャッシュレス 決済端末機器
補助率	2分の1	3分の2	10分の10
補助限度額	(1台につき) 20万円	(1台につき) 50万円	(1台ににつき) 10万円

≫申請書及び必要書類

申請書は右のQRコードからダウンロードできます。

申請は郵送となります。

申請書の送付先についてはホームページをご覧ください。



北区ホームページ

「北区新紙幣・キャッシュレス決済機器補助金」で検索

≫よくある質問

Q1 北区内の店舗が対象ですか。

A1 本補助事業の対象は、**北区内の店舗です。**

対象となる要件は以下になります。

法人：北区内に本社又は主たる事業所がある。

個人事業者：北区内に住民登録又は事業所がある。

Q2 補助対象となる決済機器の台数に限度はありますか。

A2 決済機器及びキャッシュレス決済端末の本体機器に**補助台数の限度はありません。**
ただし、1台あたりの上限額が決まっておりますのでご注意ください。

Q3 複数回に分けて申請ができますか。

A3 **申請期間の間に1度のみ申請となります。**

そのため、**店舗が複数ある場合はまとめて申請するようにしてください。**

Q4 自動券売機等の決済機器とキャッシュレス決済端末の両方を申請することができますか。

A4 **可能です。**申請は1度のみとなりますので、まとめて申請してください。

※それぞれ補助率・補助上限が異なりますのでご注意ください。

Q5 代金は支払いましたが、決済機器の改修（買替え）がこれからになります。先に申請することはできますか。

A5 **支払い及び改修（買替え）が完了してからご申請ください。**

Q6 現在キャッシュレス決済端末用に使用している、タブレット（付属品）の買替えをしたのですが、補助の対象になりますか。

A6 **付属品のみ買替えは補助対象としません。**キャッシュレス決済端末の買替え（無償・有償問わず）に伴いタブレット（付属品）の買替えを行う場合は、補助対象です。

お問い合わせ先

※11月11日開設

**（北区役所）新紙幣・キャッシュレス決済機器
補助金事務センター**

電話：0570-20-0670

（電話受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

**※年末年始（令和6年12月28日～令和7年1月5日）は対応して
おりませんのであらかじめご了承ください。**

**最新の情報はこちらをご覧ください
（北区ホームページ）**

